



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
5 月 30 日 (金)
第 608 号

目 次

告 示

○指定納付受託者の指定	463
○予定保安林	463
○遊漁規則の変更	465

公 告

○患畜の届出	466
○開発行為の工事完了	466

内水面漁場管理委員会

○栃木県情報公開条例施行規程の一部改正	467
---------------------	-----

告 示

栃木県告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

大阪府大阪市北区大淀北 1 丁目 6 番 110 号

(2) 名称

株式会社エネゲート

2 指定納付受託者に納付される歳入の種類

栃木県が設置する電気自動車用充電器の使用料

(気候変動対策課)

栃木県告示第268号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市石那田町字木曾内1276、1278、字桑原内1365、字ケ入2065-1、2066、2067、字薬師入2068、2069-1、2069-3、2069-4、2070、2072-1、2072-4、2073 から 2077 まで、2082、2083-1、字栃窪2086-2、2087-1、2087-3、字長ノ山2089-1、字木曾入2090-1、2090-2、字脇ノ入2349、2351から2353まで、字イケノト屋2354、字広久保2355-2、2357-1、2360、字檜木戸屋2362、字池ノ南2371

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字薬師入2075から2077まで・2082・2083-1（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、字脇ノ入2351から2353まで（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、字檜木戸屋2362（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市富岡字坂ノ下757、1193、1195、1197-1、字谷入1167から1171まで、1172-1、1172-3、字荒裂1173から1176まで、1181、1184、1185、1188から1191まで、字味噌ヶ入1198-2、1203-1、1204、1205-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市石那田町字薬師入2071-1、2071-3、2079、2368、字檜木戸屋2364

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字薬師入2079（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

IV

- 1 保安林予定森林の所在場所
那須郡那珂川町大山田上郷字山ノ神沢2692-2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ノ神沢2692-2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第269号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

令和 7（2025）年 5 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市中粕尾391番地3
粕尾漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第20号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
粕尾漁業協同組合内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則（令和6年栃木県告示第65号）
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
（遊漁期間） 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。 <table><tr><th>魚 種</th><th>期 間</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>組合が定めて公示する解禁日から11月30日まで</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2 略 （遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、	魚 種	期 間	あゆ	組合が定めて公示する解禁日から11月30日まで	略		（遊漁期間） 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。 <table><tr><th>魚 種</th><th>期 間</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2 略 （遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、	魚 種	期 間	あゆ	組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで	略	
魚 種	期 間												
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から11月30日まで												
略													
魚 種	期 間												
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで												
略													

次の表のとおりとする。

種 別	漁具及び漁法	魚種	区域	遊 漁 料	附 料	加 金
年間券	略					
_____	_____	_____	_____	_____	_____	
	_____	_____	_____			
	_____	_____	_____			
	_____	_____	_____			
	_____	_____	_____			
	_____	_____	_____			
	_____	_____	_____			
当日・ 日釣券	略					

注 1 略

注2 略

(農村振興課)

公告

令和7（2025）年5月30日

家畜伝染病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発生の場所 又は 区 域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	那須町	令和 7（2025）年 5 月 16 日	法令殺

(畜産振興課)

令和7（2025）年5月30日

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
【第1-1工区、第1-2工区】 さくら市馬場字大明内2256番3、2257番1、 2258番1、2258番2	小山市東城南一丁目3番地13	栃木ホンダ販売株式会社

河内郡上三川町大字東蓼沼字小市920番 1	河内郡上三川町大字上三川3365番地 3 ラフレシール・ネオ201号室	齋 藤 悠 介
河内郡上三川町大字磯岡字東原517番 1 の一部	真岡市田町1784番地	E R I C株式会社
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字中1639番 2 の一部、1640番 1 の一部	宇都宮市下栗 1 丁目20番地 3 コーポ サンライズ A102号室	鈴 木 国 雄
下都賀郡壬生町大字安塚字下原754番 1	下都賀郡壬生町大字安塚895番地 2 リーフアベニュー 102	仲 山 佑 華 仲 山 直
下都賀郡野木町大字佐川野字寺家山461番 1 の一部、461番 2 の一部、461番 3 の一部、 461番 6 の一部	茨城県古河市下辺見2345番地 1 サ ニーフラット今泉 B201	岩 崎 めぐみ
下都賀郡野木町大字南赤塚字山中206番30、 206番31	下都賀郡野木町大字丸林676番地11 Y & M G i o i a N O G I -306 号	菅 谷 祐 貴

(都市政策課)

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 (2025) 年 5 月 30 日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 藤 原 和 美

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県情報公開条例施行規程（平成12年栃木県内水面漁場管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 5 号から別記様式第 8 号までの規定中「**四**」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。